

水道水の有機フッ素化合物について

阪神水道企業団では、有機フッ素化合物の一種である PFOS・PFOA について定期的に水質検査を実施しています。

その結果につきましては、厚生労働省が令和2年度から定める水道水の水質管理目標設定項目における暫定目標値（50ng/L 以下）を下回っています。

今後も国等の動向に注視しつつ、有機フッ素化合物の水質検査等を継続して実施し、安全な水の供給に努めて参ります。

阪神水道企業団における有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）検出状況

(ng/L)

採水年月		猪名川浄水場 浄水	尼崎浄水場 浄水
R5年度	9月	7	5
	6月	5未満	5未満
R4年度	3月	5未満	5未満
	12月	8	9
	9月	11	12
	6月	5	5未満
R3年度	3月	5未満	5
	12月	8	7
	9月	8	9
	6月	40	33
R2年度	3月	5未満	5未満
	12月	11	13
	9月	8	5
	6月	6	8

※ 数値はPFOS及びPFOAの合算値

(参考)

有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) とは

- (1) 有機フッ素化合物は、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い等）を持ち、撥水撥油剤、表面処理剤、乳化剤、水成膜泡消火薬剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。
- (2) その総称を PFAS：ピーファス（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）といい、PFAS の代表的な物質として、PFOS：ピーフォス（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA：ピーフォア（ペルフルオロオクタン酸）が知られています。
- (3) PFAS のうち、PFOS と PFOA は、現在、製造や使用等が原則禁止されています。環境中で分解されにくく、蓄積性が高い物質で、有機フッ素化合物を継続的に多量に摂取した場合、発がん性や甲状腺異常などの健康影響の可能性が報告されていますが、国際的にも科学的な知見が不十分な状況にあります。
- (4) 国においても、引き続き毒性評価の情報収集、検出状況の把握など、様々な視点で検討が進められています。
- (5) 水道においては、法的な規制がある「水質基準」ではありませんが、令和2年4月1日に水質管理上、留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」として位置づけられ、暫定的な目標値として 50ng/L 以下（PFOS 及び PFOA の合計値）に設定されています。